

北九州市 人權行政指針



北九州市

北九州市人権行政指針の策定にあたって

このたび、北九州市では「人権の世紀」といわれる21世紀の社会づくりのために「北九州市人権行政指針」を策定いたしました。

本市は、これまでさまざまな人権課題の解決に向けて、関係法令や計画等に基づき積極的に施策を推進してきました。

市民の人権に対する意識が高まる中、少子高齢化、情報化、国際化などの社会の変化とともに新たな人権問題も生じております。だれもが人間として尊厳を持って生きるために必要な権利である「人権」の意義が正しく理解され、守られることが今日ほど強く求められている時はありません。

こうした状況を踏まえ、今回策定した指針は、「人権文化のまちづくり」をキーワードとして、お互いの人権を尊重し合うことが私たちの日常生活の中に文化として定着することを目指すものです。その実現のために必要な考え方や施策の方向性を定めた「新しい人権行政のビジョン」となるものです。

今後、この指針に基づき、人権行政を積極的に進めてまいります。が、「人権文化のまちづくり」は、まちづくりの主役である市民の皆さまとともに考え、ともに行動してこそ実現できると考えています。

市民の間に人権尊重の気運を醸成する人権教育・人権啓発、とりわけ市民運動を中心として、だれもが心豊かに暮らすことのできる社会の実現に向けて全力で取り組んでまいりますので、皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

最後に、答申をいただいた北九州市人権施策審議会の委員の皆さまをはじめ、本指針に対して貴重なご意見をいただきました市民の皆さまに心からお礼申し上げます。

平成 17 年 11 月

第1章 「人権行政指針」の策定にあたって…………… 2

- 1** 指針策定の背景…………… 2
 - (1) 指針策定の経緯…………… 2
 - (2) 指針の位置付け…………… 3
- 2** 人権を取り巻く状況…………… 4
- 3** 北九州市の人権に関する取組状況…………… 5

第2章 「人権文化のまちづくり」の推進…………… 12

- 1** 「人権文化のまちづくり」の推進にあたって…………… 12
- 2** 基本理念…………… 13
- 3** 市民の役割として期待されるもの…………… 14
 - (1) 市民一人ひとりの役割…………… 14
 - (2) 地域の役割…………… 15
 - (3) 企業の役割…………… 15
- 4** 「人権文化のまちづくり」を進めるための市民運動…………… 16

第3章 人権施策の推進…………… 17

- 1** 基本的な視点…………… 17
- 2** 人権施策を推進するための取組…………… 18
 - (1) 行政総体で取り組む「人権文化のまちづくり」…………… 18
 - (2) 市民参加・市民参画の促進…………… 18
 - (3) 「人権の約束事運動」の推進…………… 19
 - (4) 推進体制の強化…………… 19
 - (5) 人権感覚に優れた職員の育成…………… 20

(6) 行政施策の評価や検証システムづくり	20
(7) 人権のネットワークの充実	21
(8) 人権に関する相談・支援機能強化の仕組みづくり	21
(9) 人権に配慮した取組を進める企業との連携	22
(10) 地域の拠点機能の充実	22

第4章 人権教育・人権啓発の推進 24

1 基本的な視点 24

2 人権教育・人権啓発を推進するための取組 25

(1) 人権教育	25
① 学校教育	25
ア 人権尊重を基本とした学校運営の推進	25
イ 指導方法・教材の開発と整備	25
ウ 人権感覚に優れた教職員の育成	26
エ 地域・家庭との連携	26
② 社会教育	27
ア 学習サイクルの確立と実践活動の場の創出	27
イ 地域交流活動の促進	27
ウ 指導者の育成	28
(2) 人権啓発	28
① 啓発活動の充実・推進	29
② 人材育成の充実	29
③ 地域における啓発活動の推進	30
④ 企業の啓発活動への支援	30
⑤ 人権啓発ネットワークの充実	31
⑥ 調査・研究機能の充実	31
⑦ 北九州市人権問題啓発推進協議会の機能・役割の充実	32
⑧ 人権啓発推進機能の充実	32

【参考】人権文化のまちづくりの推進体系 33

資料編 35

世界人権宣言	36
日本国憲法(抄)	40
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	43